

令和2年度 島本町立第一中学校 学校経営方針 (第一稿)

◎学校教育目標

- 1 心身共にたくましく心豊かな生徒を育成する。
- 2 基礎学力の充実を図り、自ら行動する生徒を育成する。
- 3 互いの人権を大切にし、仲間と共に成長する生徒を育成する。
- 4 地域とのつながりを大切にしながらグローバルな視野を持つ生徒を育成する。

◎本年度の学校目標「こころとからだのベストパフォーマンス」

- ・自分理解を深め、情緒豊かに穏やかに過ごせるように。
- ・自立した生活を送り、体の声に耳を傾けられるように。
- ・自律の精神をもち、社会の一員であることを自覚して貢献できるように。

完璧なこころとからだをめざすのではなく、それぞれの弱いところを持ちながら、その中での最善を尽くして自分・他の人・世界を豊かにしようと努める。

◎めざす生徒像

「自分も他の人も大切にできる生徒」

(AIの益々発達する時代の中で、人間存在の意味を肯定的にとらえて、その大切さを実感して生きていってほしい。)

(教職員・学校のめざすものも上に同じ)

1 こころとからだの健やかな成長のために

全人的な人格形成と成長を促すために、こころとからだをどう理解し育てていくかは非常に重要である。今年度は特に「食育」に力を入れ、教育課程全体で取り組んでいく。また、公共の理念など道徳を中心として育成する。

(1) 食育教育の推進

こころとからだを総合して育成するものとして「食」の重要性はとても大きい。二中の栄養教諭とも協力して学校全体で食育を推進し、行事や教科と連携しながら進める。特に体育及び道徳などとの連携を深めていきたい。また、食することに感謝の気持ちをもてるようにし、食品ロスについては継続的に取り組んでいく。アレルギーについては実際のケースを想定した訓練研修を行い、緊急事態に対応できるよう体制を整える。

(2) 道徳教育の充実

三島地区が大阪府下の道徳研究会における発表校である。研修や授業研究を計画的に行い、発表に向けて学校全体の道徳授業の充実を図る。個人の幸福を追求するだけでなく、社会に貢献できるよう教育課程全体で公正公共の心を育成し、内なる自己規範を築き、一社会人として正しく生きていける力をつける。また、キャリアパスポートを試行しながら、自分理解を深め、自己の生き方を考える機会を増やす。

(3) 人権意識の向上

誰もが人として大切にされなければならないという基本的な人権感覚を身につけていけるよう、自分を知り、他を知り、社会の中で各々を大切にしながら生きる姿勢を身に着ける。教師がまずその範となって学校生活の中で人権意識を養えるような授業、集団づくり、クラブなどの指導を行っていく。特に「いじめ」事象に関しては、その定義と構造などを生徒にも教職員にも保護者にも丁寧に理解させ、未然防止に取り組む。また、現存する色々な差別（障がい者、同和問題、女性や在日外国人、性的マイノリティ、病弱者など）についての共通課題を認識し、教育活動全体の点検を行う。

(4) 情緒豊かな思いやりのある心の育成

日々の教育活動全体及び読書活動などを通じて、感受性豊かな心を育てる。また、緑化や清掃活動などの美化活動で、美しいものを愛する心を育てる。授業時数の少ない教科活動と行事との連携合科などを追求し、豊かな心の育成に結び付けたい。そのことが上記の公共心や人権意識とともに、思いやりのあるあたたかい集団（社会）形成に結びつくものとする。

(5) 運動への関心、健康体力の向上

それぞれの発達や状況にあわせた体力維持や向上をめざし、人生100年と言われる長寿社会においてできるだけ長く健康で豊かな人生を歩める基盤となる体作りを進める。特に食育との関連を深めて、それぞれの健康を追求していきたい。また、生涯にわたって楽しめるスポーツを習得できることを目標とし、主体的に取り組める点を重視した体育の授業や適正な部活動の運営に努め、それぞれが自分の状況に合わせた参加体制のとれる活動を目ざしていく。また、その根底にはこころとからだのつながりを常に意識しておく。

2 学ぶ力の育成のために

自分自身や社会を理解する上での基本的な知識の習得はもちろん、大きく変化する社会情勢やしくみの中で、自分で物事を考え、「生涯学びに向かう力」を身につける。

(1) 興味関心を促し自学自習力を高める授業づくり

学力向上には授業だけでなく継続的な自主的な学習が不可欠であり、今年度より評価の観点となる「主体的に学習に取り組む態度」を育てる授業工夫を行っていく。言語活動を重視するとともに、ICT機器を積極的に活用した新しい授業づくりも推進していく。また、eライブラリーなどの学習ツールを自学自習に活用できるよう発信し、家庭学習推進に役立てていく。「主体的に学習に取り組む態度」の重要性について保護者の意識向上にも努め、連携して生涯にわたる学びの姿勢を育てていく。

(2) 思考力を高める話し合い活動の活発化

思考力を高めるためには基本的知識と言語力が必須である。教科言語を駆使して思考の深化が図れるよう、発問や学習形態を工夫し、話し合いで解決できる課題の設定に心がける。教育活動全体において内省できる（考えることば）人間育成に努め、考えたことを互いに伝え戻していく（話す・聞くことば）「話し合い」のできる水準を中学校3年間でめざす。さまざまな場面で「ことば」を大切に、「ことば」によって指導や支援を進めていくことを自覚する。その際、教職員自身が場面に応じた「ことば」を選択し、相手に伝わるよう努めていく。

(3) 新しい評価観点の理解と適正な評価の実施

教科会を充実させ、それぞれの観点変更内容を理解し、評価材料の妥当性や評価基準の適正化を研究し、より適切な到達目標と評価基準を示せるよう努める。生徒の力を多角的に伸ばし、評価できるようにする。教科内ではもちろんのこと、生徒や保護者にもわかりやすい評価を追究し、評価のありかたや発信方法についても工夫する。また、支援学級生徒の評価についての考察を深め、適切な評価ができるよう努める。

3 自立のための生徒支援体制の充実

教師がさまざまな「しかけ」を駆使し、社会の縮図のような経験をさせながら達成感をもたせ、それぞれが他と関わりながら生きる力を持てるようにする。そのためにも支援体制はしっかり準備されたものを整える。

(1) 障がいや発達課題のある生徒へのきめ細やかな支援

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの状態と保護者の願いをしっかりと把握し、インクルーシブ教育システムの理念に基づいた教育を推進、社会参加と自立ができる体制を整える。また、支援学級在籍でない生徒であっても、個別に様々な支援が必要であると判断する生徒については個々に応じた支援体制を整えるために、ケース会議などを充実させて、多方面から機を逃さずに行っていく。生徒指導主事と支援コーディネーター及び子どもコーディネーターの連携で、支援の必要な生徒理解は生徒全体への理解につながることを意識して学校全体で取り組む。

(2) 不登校生などの自立支援

まずは不登校を作らないような学校づくりに尽力することである。そのうえで、各人の状況は事情によって、彼らがよりよく生きることを最優先に自立支援を行っていく。子どもコーディネーターを中心に、生徒指導担当、支援教育担当、SC、SSWなどとも連携してケース会議などでそれぞれにあった方針で学校全体での支援を行う。

(3) いじめに関する取組の強化

すべての生徒が学校で安全安心に過ごせる居場所を作っていくためにも、いじめにつながることを未然防止や起こってしまったときの迅速な対応を徹底する。特に初動対応について教師の危機意識を向上させて、適切な対応ができるよう大きな事案についての振り返りを学校全体で共有する。また、生徒会とともに生徒自らが安心して過ごせる集団作り・学校づくりをめざしていける環境を作る。

(4) 生徒会活動の充実

教師が道筋を示しながら、生徒の自治を大切にし、自由と責任を学べる場とする。また、生徒会活動が教師の目標と共鳴した取組になるよう本部との連携を密にして重点課題を整理するなど、学校全体で方向性をひとつにできるように教師がしかけを作って進めていく。こころとからだについての意識を深めることにおいても生徒会本部や委員会などでも運営・参画が非常に重要である。行事

の立案だけでなく、生活においてよりよい学校社会を築くことを目標とし、それを実現するためにどうすればよいのかを日常的に考えさせることで学校目標実現の基盤としたい。

4 その他の重要事項

(1) 学校安全の確保

現況のコロナ対応については長期化が予測されることから、国や府の動静に注意を払い、学校全体で適切な対応に努める。またその他の様々な災害に対応できるように日頃から危機意識と防災意識を強め、訓練などもできるだけ実際に即した形で実施する。実際の危機対応時には、生徒の安全はもちろん、教職員の安全についても配慮し、誰もが無事でいられることを最優先する。

(2) 環境整備

校内整備につとめ、美しく安全な環境づくりを行う。廊下や掲示板などの掲示物についても整然と、また、長年そのままになっているものは処分するなど各担当場所で整備を進める。掲示物の内容についても充実したものを心がける。光彩の観点から窓には極力ものを貼らない。清掃については、こころの平安にとっても重要であることを自覚し、学校美化に努める。また、職員室の個人のスペースについても帰宅時には一定片付いた状態にして、翌日の業務に支障のないようにする。

(3) 情報共有

全教職員が本方針に基づいた一致した方向で動き、日頃から互いの「報告・連絡・相談」(ほうれんそう)を徹底する。生徒指導事象に関しては、学年生徒指導が中心となって初期対応をするが、緊急な生徒指導事象については、同時に生徒指導主事と管理職にすぐ報告をする。必要があれば学年または学校全体に招集をかける。後先になっても生徒指導主事には必ず詳細を報告して、外部との連携などが疎かにならないようにする。

特にいじめに関することは即時、「第1回いじめ対策委員会」を設定する。

(4) 外部への情報発信

学校は保護者と地域の支えの中で成り立つ一つの公共の場であり、生徒をともに育てるという意識を忘れず、PTAやゆめ本部や地域の人々への相互発信や協力を推進していく。一人ひとりが学校の顔となることを忘れず、対応の折にはそのことを常に心がけておく。また、様々な取組の際には保護者や地域への

発信力を高めるための工夫に努め（各人の生徒への発信も必要）、学校への関心を高める。

（５） 教職員としての職責の自覚

生徒を教える・育成する職務の社会における使命感をもち、その時々に必要な態度で生徒に対応し、自分自身が手本を示す存在であることを忘れず、一中の教職員として常に向上心を持ち、互いに切磋琢磨して個々人のレベルアップに努める（校内研修の実施と外部研修への積極的参加も推進）。経験の少ない教員については謙虚に学ぶ姿勢を忘れず、積極的に先輩教職員とコミュニケーションをとる中で不易流行を追求し、また経験のある者は自ら習得してきたものを惜しまず後進に伝え、範となるような職務への取り組みを示す。加えて、適切な点検・確認作業を丁寧に行い、小さなミスや見逃しが大きなことにつながるといった危機意識の向上をはかる。

（６） 働き方改革

たんに勤務時間を短縮するということではなく、各人が仕事について緊急順位を明確にしながら計画的に業務を進めるよう努める。その中で、学校全体の組織運営への提案など今後の学校組織の向上につながるものは管理職と各委員会などで検討していく。